

部活動の服装規程

三原市立第五中学校

(令和6年2月9日改定)

- 1 シャツは、ズボンの中に入れること。
 - ジャージについては、ズボンの中に入れてもよい。
 - ズボンをずらして活動しないこと。(腰パンをしないこと)
- 2 けが等の原因となるものは、着用しないこと。
 - ヘアピンの使用については、学校のきまりに従い顧問の許可のもと使用すること。
 - 長い髪は、ゴム(黒・紺・茶)でくくり、活動すること。
 - スポーツ専用ネックレスは、認めない。
- 3 学校規程の体操服を着用すること。
 - 運動部は体操服以外(制服等)での活動は、認めない。
 - 各部で一括購入した白・黒・紺を基調色にした半袖・長袖シャツ(Tシャツ)、競技用パンツとユニホームは部活動の着用を許可する。
また、アンダーシャツについては、日焼け防止のため、無地単色で黒、紺色でワンポイントまでのものとし、着用を許可する。
 - 活動中に更衣が必要な部活動については、白色で胸にワンポイントまでの半袖・長袖シャツ(Tシャツ)は許可する。
- 4 学校指定・各部指定のウインドブレーカーを着用すること。
 - 各部指定のウインドブレーカーについては、黒・紺・白を基調色とする。
 - 個人で購入したウインドブレーカーは、認めない。
- 5 学校規程の靴下(ソックス)を着用すること。
 - 学校の規定(白・黒・紺色の無地単色)の靴下着用を基本とする。各部の専用靴下については、各部顧問の先生に許可をもらい、着用する。
 - 練習中・大会・練習試合については、各部の専用靴下(ソックス)の使用を許可する。部活動以外の時は、学校規定(白・黒・紺色の無地単色)の靴下(ソックス)を着用すること。
 - 通学用シューズで登下校すること。

※ 守られない状況が続く場合は、一定期間の部活動停止とする。